

議案第4号

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴うもののほか、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 読替規定の整理（第17条及び第20条）

「育児短時間勤務をしている職員」及び「任期付短時間勤務職員」についての高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号）の規定の適用に係る読替規定を整理します。

(2) 法の引用箇所に係る条ずれ対応（第22条）

「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めます。

3 施行日

令和7（2025）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）			（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）		
第17条			第17条		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第4条第5項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする	第4条第5項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
			第4条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 （平成3年法律第110号）第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をしている職員 （以下「育児短時間勤務職員」という。）	第10条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 （平成3年法律第110号）第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をしている職員 （以下「育児短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員 が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時 間を超えてしたもののうち、その勤務の 時間とその勤務をした日における正規 の勤務時間との合計が7時間45分に達 するまでの間の勤務にあっては、同条に	第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員 が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時 間を超えてしたもののうち、その勤務の 時間とその勤務をした日における正規 の勤務時間との合計が7時間45分に達 するまでの間の勤務にあっては、同条に

		規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	(略)	(略)
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第20条		
(略)	(略)	(略)

		規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
第13条第4項	第2項	高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第17条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	(略)	(略)
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第20条		
(略)	(略)	(略)

第10条第2項 第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）	第10条第2項 第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。	第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
			第13条第4項	第2項	高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第20条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）</u> 第20条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの	第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例第20条</u> の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5

		給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第17条の5	第4条第3項から第10項まで及び第8条	第8条、第9条の2及び第10条の2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（部分休業の承認）

第22条

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする

		時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第17条の5	再任用職員	任期付短時間勤務職員

（部分休業の承認）

第22条

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間

る。

を超えない範囲内で) 行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。